

## 江南市ふるさと寄附金記念品協力企業募集要領

### 1 目的

ふるさと寄附金制度による江南市への寄附促進と市内企業のPR及び販売促進等との相乗効果を図るため、寄附された方へのお礼の品として進呈する記念品を提供していただける企業を募集します。

### 2 応募の要件

#### (1) 協力企業

下記の要件に全て適合すること。ただし、市が記念品協力企業として適当ではないと認めた場合や、記念品として適当ではないと認めた場合は、参加できないことがあります。

- ① 「ふるさと江南市」を懐かしんでいただける、また本市のPRにつながる記念品で、かつ市内で栽培、開発、製造、加工、販売がなされている商品またはサービス等を提供している事業者。
- ② 市税を滞納していないこと。
- ③ 代表者等が、江南市暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第17号）に掲げる暴力団の構成員等ではないこと。
- ④ 記念品取りまとめ事業者との連絡が電子メール等により確実に取れる状態であること。

#### (2) 記念品

- ① 「ふるさと江南市」を懐かしんでいただける、また本市のPRにつながる記念品で、かつ市内で栽培、開発、製造、加工、販売がなされている商品、サービス等。
- ② 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定、数量限定で供給可能なものは取扱うこととする。
- ③ 飲食物の場合は、原則として集荷後5日程度の賞味期限が保証されていること。
- ④ 記念品取りまとめ事業者が必要とする書類の提出が可能であること。
- ⑤ 平成31年4月1日付け総務省告示第179号に規定する総務大臣が定める基準及びこの告示に関し総務省が発する文書等に適合するものであること。

- ⑥ 寄附金額は、記念品金額に3分の10をかけた額を下限とし、市が決定します。

### 3 記念品協力企業のメリット

- (1) 市のホームページに企業名が掲載されます。また、記念品協力企業のホームページがある場合、希望によりリンクを掲載します。
- (2) 市が作成するチラシ等に記念品の名称及び企業名等を掲載します。
- (3) 記念品発送時に自社商品等パンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進、PRが可能です。

### 4 記念品取りまとめ事業者

寄附金の受付、記念品の発注等のふるさと寄附金に係る支援業務は、インターネットサイト運営元の事業者及び中間管理事業者に委託しています。

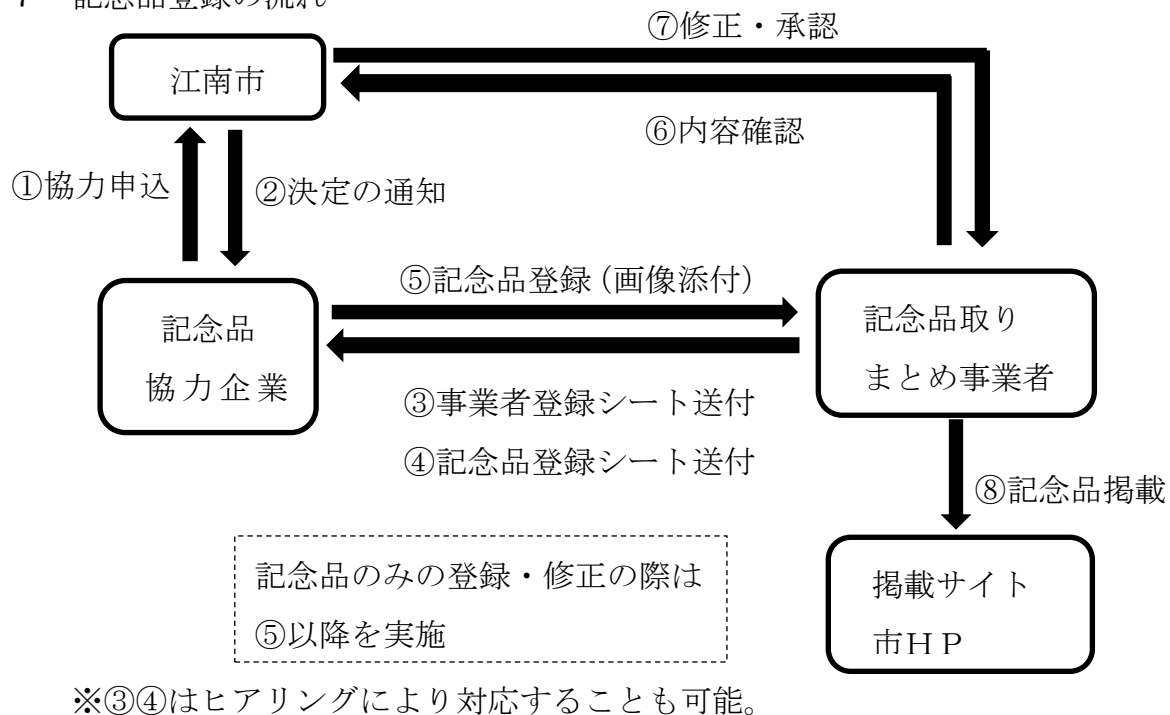
### 5 申込方法

別紙「江南市ふるさと寄附金記念品協力企業申込書」(様式第1)に必要な事項を記入し、江南市企画課に提出してください。受付は随時行っています。記念品の登録方法等について、記念品取りまとめ事業者よりご連絡します。

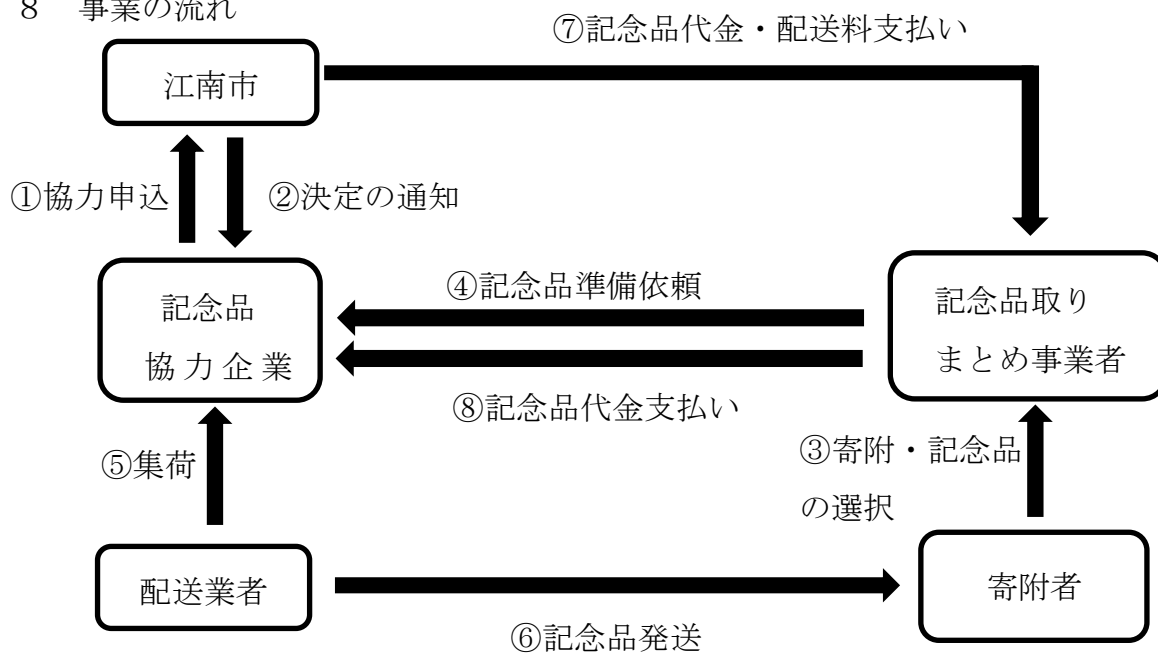
### 6 記念品協力企業の選考方法

申込内容や企業活動等を総合的に判断して、記念品協力企業を決定し、その結果を当該申込み企業へ連絡します。

## 7 記念品登録の流れ



## 8 事業の流れ



## 9 個人情報の保護

記念品協力企業は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、江南市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

※ 寄附者の個人情報については、記念品の送付以外の目的に使用することはできません。

ただし、記念品に同封したパンフレットにより、改めて寄附者から記念品協力企業への商品の申込み等で入手した個人情報はその限りではありません。

#### 10 その他の留意事項

- (1) 積極的に江南市のPR等を行い、シティセールス活動に努めていただきます。
- (2) 記念品協力企業は、あらかじめ申込みした記念品を変更・辞退する場合は、速やかに記念品取りまとめ事業者へ報告するものとします。最終的な記念品の承認、決定は市が実施します。
- (3) 記念品協力企業は、記念品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については、記念品とりまとめ事業者へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (4) 市は、登録された企業が本要領2に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することがあります。

#### 11 申込・問合せ先

〒483-8701 江南市赤童子町大堀90番地

江南市役所 企画課

TEL : 0587-54-1111

FAX : 0587-54-0800

E-mail : furusato@city.konan.lg.jp

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年９月７日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

江南市ふるさと寄附金記念品協力企業申込書

江南市長

申 込 者

住 所

名 称

代表者

標記協力企業として、募集要領に基づき、下記のとおり必要書類を添えて申し込み  
ます。

なお、申込みにあたっては、個人情報保護などの法令を遵守し、募集要領の要件  
や申込内容に相違がなく、市税に滞納がないことを誓約します。

また、市税の納付状況を市職員が確認することに同意します。

記

|        |                                                          |
|--------|----------------------------------------------------------|
| 申込者    |                                                          |
| 担当者    |                                                          |
| 電話     |                                                          |
| F A X  |                                                          |
| E-mail |                                                          |
| ホームページ | 市ホームページから企業ホームページへのリンク<br>( 希望する ・ 希望しない )<br>URL<br>( ) |
| 備考     |                                                          |

江 企 第      号  
年      月      日

\_\_\_\_\_  
様

江南市長

江南市ふるさと寄附金記念品協力企業決定通知書

年      月      日付けで申込のあった江南市ふるさと寄附金記念品協力企業  
について決定しましたので通知します。

なお、下記に適合しなくなった場合や、個人情報の保護を遵守しない場合は、登録  
を中止することがあります。

記

- ア 「ふるさと江南市」を懐かしんでいただける、また本市のPRにつながる記念品  
で、かつ市内で栽培、開発、製造、加工、販売がなされている商品またはサービ  
ス等を提供している事業者。
- イ 市税の滞納がないこと。
- ウ 代表者等が、江南市暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第17号）に掲  
げる暴力団の構成員等でないこと。
- エ 記念品取りまとめ事業者との連絡が電子メール等により確実に取れる状態である  
こと。